

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

不動木材株式会社

平成20年5月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 不動木材株式会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

【不動木材株式会社の沿革】

昭和 38 年 3 月	一般製材・合板等建材の販売を目的として設立
昭和 39 年 6 月	北海道恵庭市に恵庭営業所を開設
昭和 40 年 5 月	札幌市白石町本通 10 丁目に白石販売所を開設
昭和 41 年 7 月	札幌市白石町本通 10 丁目に本社を移転
昭和 49 年 6 月	札幌市白石区平和通 10 丁目北に本社を移転
平成 17 年 4 月	第 43 期決算において、売上高 38 億 4 千万円(史上最高)
平成 18 年 4 月	第 44 期決算において、売上高 44 億 4 千万円(史上最高)
平成 19 年 4 月	第 45 期決算において、売上高 48 億 9 千万円 (史上最高売上高を更新)

5. 分別・表示管理体制

加工工程がないため、分別・表示は容易だが、木材製品流通業として、一般製材から、輸入製品、合法木材認証材等様々な林産物の販売を行っている不動木材株式会社(以下：同社)では、適切な入・出荷、在庫管理が求められる。

同社では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「SGEC 認証林産物の入荷・出荷管理計画」を定め、「SGEC 認証森林から産出された林産物と、それ以外の林産物が入荷及び出荷の課程で混在しないように、分別・表示管理を統括する認証林産物管理責任者及び各担当者を配置し、適正な管理体制を確立する」とともに、倉庫及び製材建場に、専用の保管スペースを定めて明示し、仕入時の保管間違いや出荷時の誤積載を防ぐことを徹底する計画である。

また、「SGEC 認証林産物の表示・管理体制」の下で、定期的な棚卸し・内部監査を行うと共に、「SGEC 認証材入庫・出庫分別マニュアル」を作成し、従業員等への前記方針等の徹底を図ることとしている。

なお、認証林産物の取扱記録については、専用の「SGEC 認証材入荷管理表(書式)」を作成して、在庫管理と履歴証明に努めている。

【主な確認資料】

- ・ 不動木材株式会社の会社概要
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ SGEC 認証林産物の表示・管理体制図
- ・ SGEC 認証林産物の入荷・出荷管理計画図
- ・ SGEC 認証材入荷管理表(書式)
- ・ 不動木材(株)倉庫等配置図

Ⅱ. 審査経過・写真

1. 不動木材株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、山下友一、橋場一行の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年4月25日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

5月15日／書類確認及び現地確認

(場 所)

不動木材株式会社 本社（札幌市白石区平和通10北7-35）
同 恵庭支店（恵庭市住吉町4-4-5）

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員 児島 裕
同 専門審査員 山下友一
同 専門審査員 橋場一行

(出席者)

不動木材株式会社 常務取締役 吉田保志
同 営業部長 池田勝彦
同 恵庭支店長 川辺哲也

(内 容)

1. SGEC 分別・表示の考え方等の説明を行った後、不動木材株式会社の事業概要及び、仕入れ・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 不動木材株式会社本社及び恵庭支店の製品等保管庫、認証材置き場、製品の分別状況等を確認した。
3. 不動木材株式会社の管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について、追加指摘事項の説明を行うとともに遵守意志を確認した。

【審査判定】

5月26日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根	明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原	輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋	俊幸
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村	勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴	孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺	政一
同	認証審査センター	児島	裕
同	認証審査センター	野田	昭一
同	認証審査センター	山下	友一

(内 容)

1. 現地確認の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 不動木材株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、不動木材株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 分別・表示管理方針書の趣旨を関係職員に対し、十分な教育・研修を図ること。（基準 3－5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－6）

【判定事由】

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体である。

不動木材株式会社は、昭和 38 年に木材製品を販売する木材流通会社として設立され、年々業務を拡張しつつ今日に至っている。昨年度の年間売上高も 48 億 9 千万円と最高売上高を更新するなど、今後も持続的に事業活動を行いうる事業体である。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全である。

「決算報告書」の流動比率等の数値により、財務状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。

不動木材株式会社は、昭和 38 年に設立された木材製品を販売する木材流通会社であり、川下木材流通業の立場から、認証林産物普及の一翼を担おうとするものであり、SGEC 認定事業体としての適合条件を揃えている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。

木材製品の仕入れ先は、道内全域に及び、紋別市の SGEC 認定事業体「佐藤木材工業(株)」は有力な取引先である。

今回の SGEC 事業体認定への取り組みは、全国一の認証森林エリアとなった北見地方で、オホーツク産の SGEC 認証林産物の流通拡大を目的として結成された「北見地方 SGEC ネットワーク(統合事業体認定を申請中)」と連携し、川下木材流通業の立場から、その一翼を担おうとするものであり、今後も継続的に「SGEC 認定事業体」との取引関係が続くと判断される。

2－3／妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である。

不動木材株式会社は、昭和 38 年に設立された木材流通会社であり、札幌市近郊の 600 社に及ぶ中小工務店が得意先である。「北見地方 SGEC ネットワーク」などの川上側と連携をとりながら、これら工務店に SGEC の普及を図り、認証林産物の販路を拡大することに意欲的である。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3－1／妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。

不動木材株式会社は、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、受入、保管、出荷の各段階を想定した「SGEC 認証林産物の入荷・出荷管理計画図」を作成している。

3－2／妥当である

分別できる製造工程である。

不動木材株式会社は、木材製品を取り扱うのみで、直接的な製造工程はないが、多種多様な林産物を扱うことから、同社「認証林産物の分別・表示管理方針」に従い、倉庫及び製材建場に、専用の保管スペースを定めて明示し、仕入入荷時の保管間違いや出荷時の誤積載を防ぐことの徹底を図っている。

3－3／妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。

不動木材株式会社は、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「SGEC 認証森林から産出された林産物と、それ以外の林産物が入荷及び出荷の課程で混在しないように、分別・表示管理を統括する認証林産物管理責任者及び各担当者を配置し、適正な管理体制を確立する」こととし、分別・表示管理体制が整備されていることを確認した。

3－4／妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査が行える。

「認証林産物の分別・表示管理方針書」に基づいた「SGEC 認証林産物の表示・管理体制」を確立しており、全体を統括する認証林産物管理責任者を定めて、定期的な棚卸し・内部監査を行える体制となっている。

3-5 / 妥当である 職域で適正な内部研修を行っている。

「SGEC 認証材入庫・出庫分別マニュアル」を作成し、分別・表示管理担当者の研修を新規就労時及び配置換え時に実施することとし、他の従業員についてもミーティング時などに「認証林産物の分別・表示管理方針」の趣旨の徹底を図ることとしている。

3-6 / 妥当である 伝票など帳票類を作成・保存し、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、5年以上保管されていることを確認した。

認定取得後は、認証林産物専用のコードで管理する。

3-7 / 妥当である 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。

不動木材(株)「認証林産物の分別・表示管理方針書」に従い、棚卸しは定期的に行うとし、取扱記録については、専用の「SGEC 認証材入荷管理表(書式)」を作成して、記録の管理に当たることを確認した。

なお、現状の棚卸しは、入荷状況により2週間~1ヶ月に1回実施されている。